

令和 8 年度

基地問題に関する要望書

— 基地返還、施策、予算に関する要望 —

令和 7 年 8 月

神奈川県基地関係県市連絡協議会

(略称：県市協)

構成県市（1 県 8 市）

神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、
大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

基地問題に関する要望

神奈川県内には、いまなお、12か所約1,738ヘクタールにも及ぶ米軍基地が所在し、その多くが人口の密集している市街地に位置しております。

これらの米軍基地は住民に事故等の様々な不安を与えるとともに、生活環境の保全、都市整備の著しい障害となっております。

特に、航空機騒音や、県内基地の施設整備等、基地問題は広範多岐にわたっております。

最近では、令和5年11月に国内でオスプレイの墜落事故が発生し、また、昨年8月及び10月には県内で米軍ヘリコプターの予防着陸が相次ぎ、基地周辺住民に不安を与えました。

長年にわたり、こうした基地がもたらす苦痛に耐えてきた住民にとって、基地の早期全面返還は切実な願いであり、県内自治体が抱える大きな課題であります。

国におかれましては、基地の設置、運用により生ずる諸問題に対処するため、従来から障害防止工事、民生安定事業、住宅防音工事等種々の負担軽減のための施策を推進してきましたが、基地周辺住民にとって十分といえるものではありません。

また、厚木基地では、空母艦載機の移駐により、甚大な騒音被害は減少した一方で、一時的ではあるものの、多国間訓練等に伴う各国軍隊による基地使用などの動きもあります。

さらに、県内米軍基地においては、これまで、キャンプ座間の在日米軍の再編等があり、現在も、わが国をとりまく安全保障環境が厳しさを増す中であっても、国の防衛政策等が基地周辺住民の一方的な負担増大につながることは決して認められるものではなく、徹底した騒音対策、安全管理等を通じた、更なる負担軽減が必要であり、今後も、基地の運用の動向を注視していく必要があります。

わが国全体の安全保障に係る負担を特定の地域において担っているという観点からは、十分な代替措置や助成その他必要な措置を講ずるべきです。

そのためには、国による基地問題に対する一層の取組が必要であり、基地問題に関する要望項目に対して、誠実に対応されるよう要望いたします。

中でも、基地周辺住民が安全で快適な生活を送れるよう重点要望項目については、特段の配慮をお願いするとともに、国の考えを回答されるよう要望いたします。

また、昨今のわが国を取り巻く安全保障環境の変化に伴う施策を推進するにあたっては、関係省庁間で十分に連携し、国が責任をもって、地元に対し丁寧な説明と適切な対応を行うよう要望いたします。

なお、国是である「非核三原則」については、引き続き厳正に遵守されるよう要望いたします。

目 次

重点要望項目

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。----- P 3
- II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。----- P 5
- III 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。---- P 8
- IV 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。----- P 11
- V 厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて適切な対応を図られたい。----- P 16
- VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。----- P 19
- VII 基地問題に関する情報の公表、住民への説明等を図られたい。----- P 21

要 望 項 目

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進するとともに、基地跡地利用の地元の意向尊重等を図られたい。----- P 23
- II 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。----- P 28
- III 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の積極的な運用並びに法令の改正を図られたい。----- P 37
- IV 基地交付金・調整交付金制度を充実されたい。----- P 42
- V 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい。---- P 43
- VI 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用について適切な情報提供等に努められたい。----- P 44

省庁別要望項目目次

1	外務省・防衛省	[重点要望項目]	-----	P 3
		[要望項目(全体)]	-----	P 23
2	内閣官房	[要 望 項 目]	-----	P 45
3	内閣府	[重点要望項目]	-----	P 8, 19
4	総務省	[重点要望項目]	-----	P 19
		[要 望 項 目]	-----	P 47
5	財務省	[重点要望項目]	-----	P 4, 16, 19
		[要 望 項 目]	-----	P 49
6	厚生労働省	[重点要望項目]	-----	P 13
		[要 望 項 目]	-----	P 57
7	環境省	[重点要望項目]	-----	P 7, 11
		[要 望 項 目]	-----	P 59
8	原子力規制庁	[重点要望項目]	-----	P 8

令和7年8月7日

殿

神奈川県基地関係県市連絡協議会

会 長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
副会長	横浜市長	山 中 竹 春
副会長	相模原市長	本 村 賢太郎
	藤沢市長	鈴 木 恒 夫
	逗子市長	桐 ケ 谷 寛
	大和市長	古 谷 田 力
	海老名市長	内 野 優
	座間市長	佐 藤 弥 斗
	綾瀬市長	橘 川 佳 彦

重点要望項目

I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。

II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。

III 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。

IV 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。

V 厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて適切な対応を図られたい。

VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。

VII 基地問題に関する情報の公表、住民への説明等を図られたい。

重 点 要 望 項 目

神奈川県内の基地に関係する自治体で構成する神奈川県基地関係県市連絡協議会は、米軍基地に起因する諸問題を解決するため昭和39年に設立されて以来、国に対して継続的に要望活動を行っております。

基地問題には困難な課題が多く、その解決を図るためには、国と自治体の緊密な協力関係が重要であることは言うまでもありません。

そこで、特に重要な要望項目については、現時点で国がどのように考え、具体的にどのように対応するのか明確にさせていただく必要があると考えます。

つきましては、以下の重点要望項目について、回答いただきますようお願いいたします。

なお、回答をお願いしたい省庁名を各項目の最後の（ ）内に記載させていただきます。

県内提供施設一覧表



(令和 7 年 7 月 1 日現在)

No.	施 設 名	軍別	土地面積 (千㎡)	所 在 地
1	根 岸 住 宅 地 区	海	429	横浜市(中区、南区、磯子区)
2	瑞穂ふ頭/横浜 ノース・ドック	陸	523	〃 (神奈川区)
3	鶴 見 貯 油 施 設	海	184	〃 (鶴見区)
4	吾 妻 倉 庫 地 区	〃	802	横須賀市
5	横 須 賀 海 軍 施 設	〃	2,363	〃
6	浦 郷 倉 庫 地 区	〃	194	〃
7	池子住宅地区及び海軍補助施設	〃	2,882	逗子市・横浜市(金沢区)
8	相 模 総 合 補 給 廠	陸	1,967	相模原市
9	相 模 原 住 宅 地 区	〃	593	〃
10	キ ャ ン プ 座 間	〃	2,292	相模原市・座間市
11	厚 木 海 軍 飛 行 場	海	5,056	綾瀬市・大和市
12	長 坂 小 銃 射 撃 場	〃	97	横須賀市
計			17,384	

※四捨五入により計と符合しないことがある。

I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。

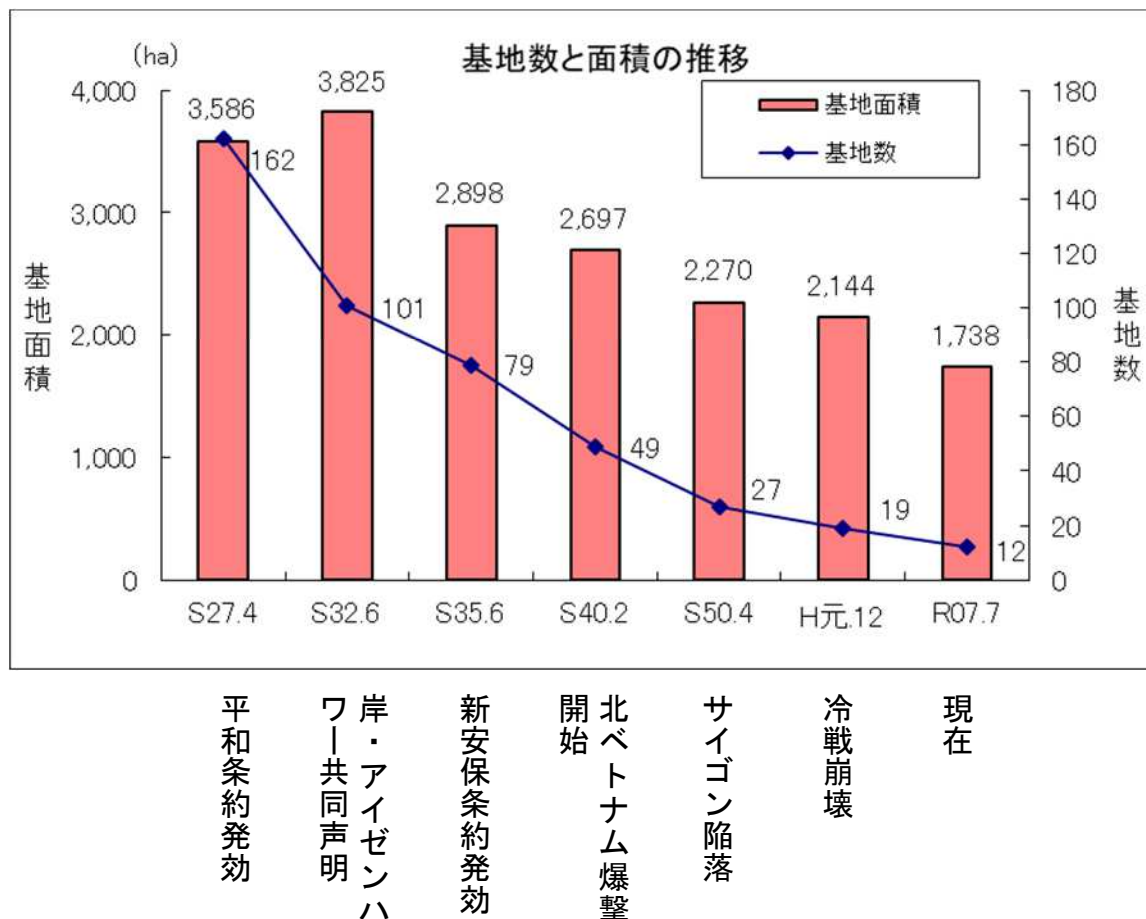
1 米軍基地の整理・縮小・早期返還（外務省、防衛省）

人口の密集している本県において、米軍基地は、住民生活に騒音や事故の不安、そしてまちづくりの阻害等多くの障害や危険をもたらしている。

国におかれては、かかる実態を踏まえ、特に次のような状況にある県内の米軍基地の整理・縮小・早期返還について強く米軍に働きかけられ、これらを実現すること。

- 遊休化している基地
- 住民福祉・都市整備のための公共施設用地として緊急に必要とする基地
- 周辺住民に多大な障害を与えている基地

また、一部返還申請中の基地、返還方針が合意されている基地については、早期に返還を実現すること。



2 返還財産の処分など円滑な利用に向けた国の積極的な取組（財務省、防衛省）

地元自治体が、基地の存在により受けてきた様々な障害等のこれまでの地元負担、影響を考慮し、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用を促進すること。さらに処分条件等について譲与や無償貸付などの優遇措置や国による積極的な事業実施を図ること。（留保地を含む。）

Ⅱ 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。

厚木基地周辺住民は、航空機騒音により、長年にわたり耐え難い苦痛を強いられており、神奈川県及び基地周辺市は、かねてより、このような航空機騒音問題の抜本的解決を求めてきた。

こうした中、平成30年3月に空母艦載機部隊の移駐が完了し、甚大な騒音被害は大きく減少した一方で、恒常的訓練施設については、整備が進められているものの、空母艦載機着陸訓練の際には、いまだに厚木基地が予備基地に指定され続けるなど、引き続き甚大な騒音被害が発生する懸念は、完全には払拭されていない。

また、移駐後も厚木基地は引き続き重要な防衛施設とされており、ヘリコプター等の航空機が日常的に運用されるとともに、ジェット戦闘機も一時的に飛来し、周辺住民は、航空機騒音の懸念とともに、墜落や不時着、部品落下など航空機事故への不安にもさらされている。

ついては、厚木基地周辺住民の負担軽減に向け、騒音問題の抜本的な解決を図るため、国の責任において、次のことを早急に実現すること。

1 空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面実施（外務省、防衛省）

全ての空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施し、着陸訓練を厚木基地で決して行わないこと。

そのために、硫黄島での予備日を設定するなど、米側と調整を行うこと。

2 恒常的訓練施設の整備（外務省、防衛省）

恒常的訓練施設については、国の責任において、早期に整備し、速やかに運用を開始すること。

3 航空機騒音の軽減

空母艦載機部隊の移駐後も、時折ジェット戦闘機が厚木基地へ飛来し、騒音が発生している。さらに、ヘリコプターが長時間にわたり同一ルートを繰り返し飛行し、その振動と騒音は市民に精神的苦痛と不安を与えている。

国は、引き続き厚木基地周辺における騒音被害の解消と基地周辺住民の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、具体的な騒音軽減措置等として、次のことについて米側と早急に調整を行い、適切な改善措置を講じること。

さらに、移駐後の厚木基地の運用状況や厚木基地周辺の騒音状況の検証結果等について、定期的に情報提供を行うこと。

(1) 「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」の全面的見直し（外務省、防衛省）

厚木基地における騒音問題を解決するための騒音軽減措置は、日米両国政府間で合意されてから既に約60年が経過し現状にそぐわないため、全面的に見直し、次の点について明記すること。

また、見直しまでの間は、運用上の配慮について米軍と調整することなどを通じて、極力、見直した場合と同程度の騒音軽減が実現するよう取り組むこと。

ア 緊急時を除く遵守の義務づけ

「騒音軽減措置」における「運用上の必要に応じ」などの除外規定については、事故防止上やむを得ない場合など、除外される場合を明確にし、限定すること。

イ 環境基準を確保する飛行速度・高度の設定

低空飛行による騒音被害が大きいことに鑑み、「航空機騒音に係る環境基準」が確保されるような飛行速度及び高度を具体的に定めること。

ウ 飛行禁止時間の延長

12時から13時、並びに18時から翌朝8時までの飛行活動及びエンジンテストを禁止すること。

エ 飛行禁止日の設定

土・日曜・祝日、盆並びに年末・年始、日本の伝統的行事及び重要な学校行事・市民行事等における飛行活動を禁止すること。

オ 離着陸訓練等の禁止

離着陸訓練及び指定された訓練区域外での訓練飛行を禁止すること。

カ 低空飛行等の禁止

低空飛行、編隊飛行、急旋回、急上昇、曲技飛行及び連続発進を禁止すること。

(2) 飛行回数の低減（外務省、防衛省）

飛行回数の低減等により騒音の総量を抑制すること。

(3) 空母艦載機着艦資格取得訓練（CQ）に伴う厚木基地の使用禁止（外務省、防衛省）

空母艦載機着艦資格取得訓練（CQ）の実施に伴い、深夜の飛行を含め厚木基地を決して使用しないこと。

(4) 厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供（外務省、防衛省）

ア 激しい騒音の発生が予想される飛行についての情報提供

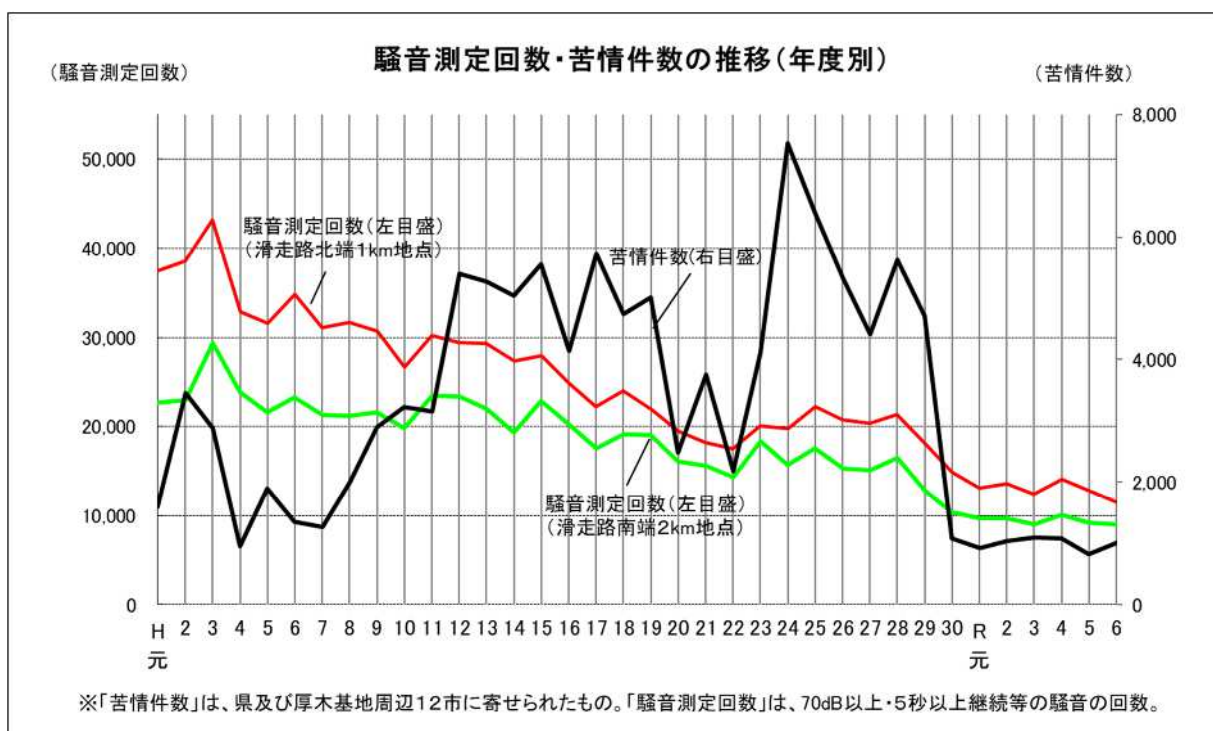
着陸訓練に限らず、激しい騒音の発生が予想される空母艦載機等の飛行が万が一にもある場合には、速やかに情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。

イ 飛行実績に関する情報提供

関係自治体に対し、一定期間ごとに、機種別、離着陸、タッチ・アンド・ゴー、フライパス等の飛行形態ごと、日ごとの飛行回数を明らかにするとともに、飛行経路の情報も提供すること。

(5) 航空機から生じる低周波音に関する評価指針等の策定（環境省、防衛省）

ヘリコプター等から生じる低周波音の影響等に関する調査、知見収集等を進め、航空機から生じる低周波音に関する新たな評価指針等を策定すること。



Ⅲ 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。

横須賀港には、通算 1,000 回を超えて原子力艦が入港するとともに、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されている。

国においては、平成14年4月に、防災基本計画に原子力艦の原子力災害対策を位置づけるとともに、平成16年8月には「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を作成し、令和4年6月には改訂が行われるなど対応を進めているところであるが、米国原子力艦による原子力災害が発生した場合に、過去の原子力災害の轍を踏まないよう、災害対策を強化充実することが必要である。

そこで、次のことについて、早急に適切な措置を講じること。

1 放射能調査の強化充実及び異常値観測時の対応強化

(1) 放射能調査の強化充実（原子力規制庁）

放射能調査については、横須賀原子力艦モニタリングセンターの機能が十分に発揮されるよう必要に応じて測定機器をさらに増設するなどの措置を講じること。

また、適切に放射線測定を実施するため、確実なモニタリングポストの維持管理を行うとともに、測定機器トラブルの際のバックアップ体制を確立すること。特に、平成26年1月29日付、原子力規制庁監視情報課作成の「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づき、外部電源喪失等を想定し、自動起動型の自家発電機の整備等を進めること。

(2) オフサイトセンターの活用（内閣府、原子力規制庁）

原子力艦の事故発生時には、横須賀オフサイトセンターの活用も選択肢とされていることから、万が一の際の活用に備え、関係自治体・関係防災機関を含めた同センターの運用体制等の整備を行うこと。

(3) 異常値観測時の対応強化（外務省、原子力規制庁）

事故発生の際に迅速かつ的確な対応を確保する観点から、異常値観測時における関係機関（関係自治体を含む。）への迅速な連絡体制を強化すること。

また、原子力艦の極めて些細なトラブル（原子炉関連以外のトラブルについても艦船の運航に影響を及ぼすものも含む。）についても日本政府に連絡することを米国政府との間で確実なものにするとともに、政府に連絡があった際には、直ちに関係自治体に連絡すること。

(4) 米側から提供される放射線測定結果の評価（外務省、原子力規制庁）

米側において実施し国に提供されている環境放射線（環境試料）の測定結果については、国により適切に評価を行うこと。

2 事故対策の強化充実

(1) 原子力艦の原子力災害対策の強化充実（内閣府、原子力規制庁）

原子力艦の万が一の事故に備え、国主催の防災訓練を定期的を実施するなど、原子力艦の災害対策については国が責任をもって対応すること。

また、自治体が実施する住民避難等の対策が迅速かつ的確に行えるように取り組むこと。

(2) 原災法に準じた対策等の実施（外務省）

原子力災害対策特別措置法の原子力事業者に準じた対策を講じるよう米側に申し入れ、その回答を情報提供すること。

(3) 日米両国政府及び関係自治体による迅速・的確な情報交換（外務省）

事故発生時において、米側と関係機関（関係自治体を含む。）が迅速かつ的確な情報交換を実施することができるよう措置すること。

3 関係自治体が講じる対策への必要な措置等

(1) 制度面、財政面、技術面での支援（内閣府、防衛省、原子力規制庁）

今後、関係自治体が講じる対策については、制度面はもとより新たな交付金の創設を含む財政面や技術面などの必要な措置、全面的な支援を行うこと。

(2) 基礎的情報の提供（外務省）

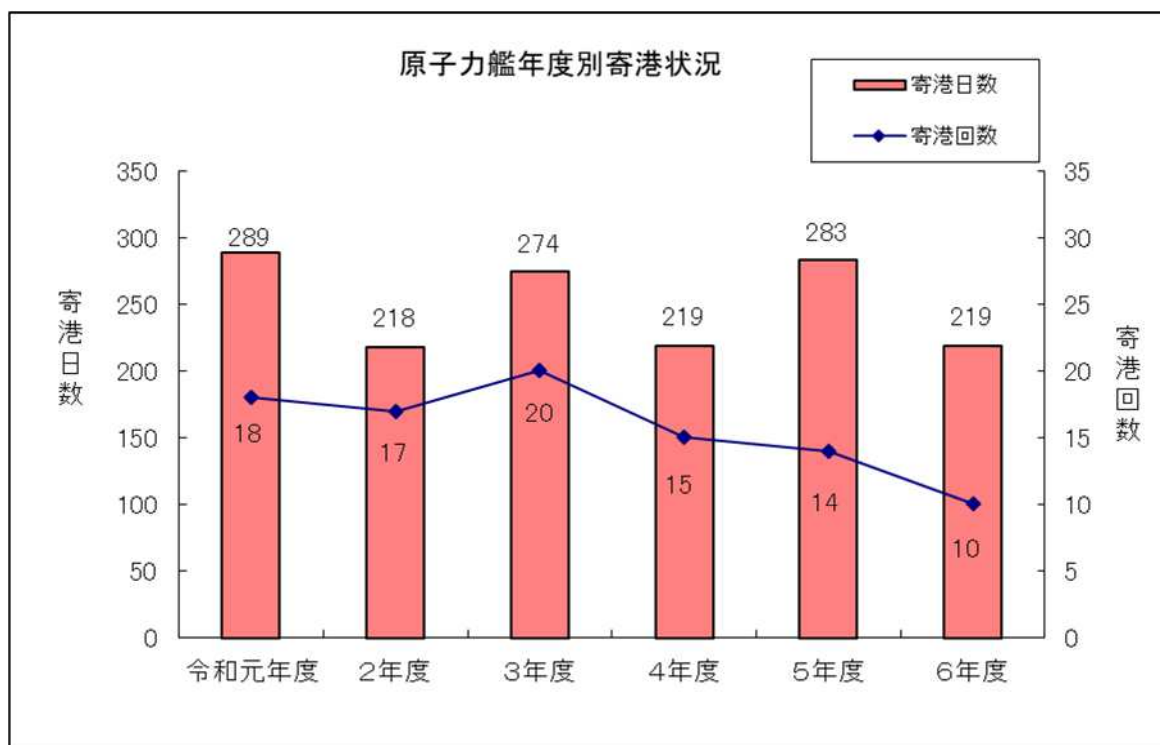
原子力艦に係る基礎的情報や万一の場合の米側の初動対応や応急対策に係る情報を入手し関係自治体に提供すること。

(3) 民間原子力関係施設に対する資機材等の有効活用(内閣府、原子力規制庁)

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金によって措置された施設、資機材について、異常値を観測した際には円滑に目的外利用を行える措置を講じること。

4 原子炉関連設備以外の事故の発生防止(外務省、防衛省)

市民・県民の不安の払拭のために、原子炉関連設備や艦船外に被害が及ばないような事故についても、発生防止に努めること。



Ⅳ 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。

〔(注)本項において、各要望項目に付してある、〔 〕書きは、各条項の内容把握のために、県市協が説明を付したものである。〕

1 2条3項関係〔不要な施設及び区域の返還並びに必要性の検討〕

＜基地の使用状況等の点検＞（外務省、防衛省）

人口の密集している県内における基地問題の解決を図るため、随時その施設及び区域ごとに必要性、使用状況等の総点検を行い、その結果に応じて、返還に向けた米国との調整を積極的に行うとともに、調整状況を関係自治体に伝えること。

2 3条1項関係〔管理権〕（事件等防止関係）

＜犯罪、迷惑行為の防止＞（外務省、防衛省）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍人等」という。）による犯罪及び迷惑行為を防止するため、真に実効性のある対策を講じるとともに、講じられた対策について情報提供すること。

特に、飲酒に起因する事件・事故の防止や、新たに入国した米軍人等による日米間の制度・慣習等の違いに起因する事件・事故の防止のため、必要な対策を講じること。

3 3条1項関係〔管理権〕及び16条関係〔法令尊重の義務〕（環境関係）

(1) 環境関連法令等の適用（外務省、環境省）

基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍にも大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や関係条例を含む生活環境の保全に関する国内法令が遵守されるよう、早急に日米地位協定を見直すこと。

また、日米地位協定全体の見直しが難しい場合は、環境に係る特別協定などにより、事実上改正と同様の効果を持つ対策を講じること。

なお、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入り、調査結果の早急な公表、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化を着実に図ることができるよう努めること。

(2) 環境保全措置の実施等（外務省、環境省）

国内法令が適用されるまでの間、国内法令に準じ、基地内における環境負荷の発生の防止、抑制等の環境保全措置を実施し、その結果を公表するとともに、地元自治体が定期的に日本環境管理基準（J E G S）に基づく運用実態を確認できるよう米側と協議すること。

(3) 環境問題発生時の回復義務（外務省、環境省）

米側の活動に起因して騒音、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染等の環境問題が発生した場合には、米国の責任において適切に回復することを義務づけること。

また、講じた措置等については関係自治体の求めに応じて速やかに公表すること。

4 3条3項関係〔公共の安全〕

(1) 飛行時の安全確保（外務省、防衛省）

ひとたび起きれば、重大な結果を招く恐れがある米軍機からの落下物や不時着等の事故防止及び飛行の安全を図るため、機器の点検・保守・整備及びパイロット教育の徹底等について、万全の措置を講じること。

特に、人口の密集している市街地に所在する厚木基地周辺におけるジェット機等の飛行は、墜落等の事故が発生した際に大惨事につながることは明白であることから、ジェット機等の整備点検や周辺住民の安全を最優先としたパイロット教育の徹底等について、万全の措置を講じること。

また、原子力関連施設、石油コンビナート、ガスタンクなど、墜落事故が大災害に直結する施設の周辺上空での飛行を禁止すること。

(2) 艦船の安全航行の徹底（外務省、防衛省）

港湾施設に入出港する場合はもちろん、近海を航行する艦船についても、安全航行の徹底を図るため、万全の措置を講じ細心の注意を払って行動すること。

(3) 艦船事故連絡体制の確立（外務省、防衛省）

航空事故等連絡体制と同様に、近隣海域で艦船事故が発生した場合に係機関相互の迅速な連絡調整が可能となるよう、連絡協議会を設置するなど地域レベルの連絡体制を国が整備すること。

5 9条関係〔合衆国軍隊構成員等の出入国〕

＜検疫等の国内法適用＞（外務省、防衛省、厚生労働省）

基地周辺住民の生活環境の保全及び安全確保のため、人及び動物、植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用すること。

6 23条関係〔安全確保の措置等〕

＜災害時の相互応援等＞（外務省、防衛省）

災害時に市民の生命、財産を守り、安全を確保するため、人道的見地からも在日米軍との相互応援が実施できるよう日米両国間で包括的な取り決めを行うこと。

併せて、在日米軍と災害時の相互応援が実施できる包括的な取り決めに基づき、災害発生時の相互応援、広域避難場所等としての基地の一部使用等について、基地司令官と地元自治体の覚書等が円滑に運用できるよう支援すること。

米軍と災害時相互応援の覚書等を締結している県内自治体一覧

自治体名	相手方
神奈川県	在日米海軍司令部、在日米陸軍司令部
横浜市	米海軍横須賀基地司令部、在日米陸軍基地管理本部
相模原市	在日米陸軍基地管理本部、米海軍厚木航空施設司令部
横須賀市	在日米海軍司令部、米海軍横須賀基地司令部
藤沢市	米海軍厚木航空施設司令部
逗子市	米海軍横須賀基地司令部
大和市	米海軍厚木航空施設司令部
海老名市	米海軍厚木航空施設司令部
座間市	在日米陸軍基地管理本部、米海軍厚木航空施設司令部
綾瀬市	米海軍厚木航空施設司令部
茅ヶ崎市	米海軍厚木航空施設司令部

7 25条関係〔日米合同委員会〕

(1) 合意事項等の公表・情報提供及び関係自治体の意向聴取（外務省）

日米合同委員会の協議事項、協議内容、合意事項について、関係自治体に情報提供するとともに、合意事項については公表すること。

特に、自治体に関係する事項については、当該関係自治体の意向を聴取し、その意向を踏まえて協議すること。

(2) 地域特別委員会等の設置（外務省、防衛省）

米軍人等の事件・事故防止対策や環境問題について協議するために、日米合同委員会の中に、基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。

また、政府と地元自治体の代表者との定期的な話し合いの場を設置すること。

8 日米合同委員会合意事項関係

〔「在日米軍に関わる事件・事故通報体制」及び「米軍航空機の事故調査報告書の提供及び公表」関係〕

(1) 事件・事故発生時の速やかな情報提供等（外務省、防衛省）

基地に起因する事件・事故等が発生した場合、速やかに情報を関係自治体に提供するとともに、周辺住民に対する説明会等を開催し、住民の理解を得るよう十分配慮すること。

(2) 事故報告書の提出（外務省、防衛省）

平成8年12月の日米合同委員会合意にある米軍航空機の事故に限らず、基地周辺住民や事故現場周辺住民に大きな影響を与える事故が発生した場合、米側に事故報告書の提出を求め、その内容を公表すること。

また、関係自治体から要請があった場合は、速やかに米側に事故報告書の提供を求めること。

なお、米軍が英文で公表した事故報告書等については、国において速やかに翻訳した上で関係自治体に公表すること。

(3) 事件・事故の原因究明等（外務省、防衛省）

事故等に対する損害賠償等の事後対応は、早急に実施するとともに万全を図ること。

また、早急に事故等の原因を究明し、原因に即した実効性のある再発防止策を講じるとともに、事故原因や再発防止策等を速やかに関係自治体に情報提供すること。

特に、米軍機による事故等の大規模な事故については、基地周辺住民の不安が払しょくできるよう、安全対策を徹底させることはいうまでもなく、事故原因や再発防止策等を国の責任において住民に積極的に公表するとともに、それまでの間は同機種飛行を停止するなど、必要な対策を講じること。

V 厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて適切な対応を図られたい。

1 第一種区域等の見直しに係る情報提供・住民周知（防衛省）

騒音度調査の結果及び今後の区域見直しに向けたスケジュール等について、速やかに関係自治体に対して情報提供するとともに、関係住民に対して分かりやすく周知すること。

2 第一種区域等の見直しに係る住民説明会の開催（防衛省）

関係住民の意向に沿った時期・内容で住民説明会を開催するなど、丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。

3 第一種区域等の見直しに係る経過措置の実施（防衛省、財務省）

区域見直しにより制度に変更が生じる場合には、十分な経過措置を設けるなど、関係住民に不利益が生じないよう必要な措置を講じること。

4 区域の適切な指定（防衛省）

区域の指定にあたっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形、地域の一体性等を考慮すること。

5 今後の騒音状況に関する情報提供（防衛省）

区域見直しにあたって、厚木基地の運用の現状や今後の見通し等、関係住民が必要とする情報を可能な限り提供するとともに、今回の区域見直しの前提となる、空母艦載機部隊移駐後の現在の騒音状況が、再び悪化することなく、かつ、さらなる騒音軽減に向けて取り組んでいくことを、国として明確に示すこと。

6 住宅防音工事対象住宅の拡大・告示後住宅の解消（防衛省、財務省）

建築年次にかかわらず、全ての新增築住宅を助成の対象とするなど、現行の住宅防音工事助成制度の改善・拡充を早期に実現すること。

特に、昭和 61 年告示から平成 18 年告示までに建設された告示後の住宅について、75W 以上の全ての区域を対象とすること。

7 待機世帯の解消（防衛省、財務省）

必要な予算を確保し、機能復旧工事、特定住宅防音工事を含めた待機世帯を早期に解消すること。

また、住民が希望する時期に速やかに工事に着手できるよう、事務手続きの迅速化を図ること。

8 機能復旧工事の拡充（防衛省、財務省）

冷暖房機の機能復旧工事については、機能復旧工事後 10 年以上経過した世帯に対する二回目の機能復旧工事が実施されていないことから、早期に実施すること。

また、住宅防音工事助成により設置された冷暖房機・防音建具が老朽化等により著しく機能に支障をきたした場合には、経過年数 10 年の条件にかかわらず早急に機能復旧工事を実施すること。

9 住宅防音工事の充実（防衛省、財務省）

第一種区域内の施工方法については、すべて第Ⅰ工法、全室施工を図られるとともに、外郭防音工事については、対象区域を拡大すること。

10 区域見直し後の移転措置事業の在り方の検討（防衛省）

第二種区域の移転措置事業については地域へのデメリットも大きいことから、抜本的に事業の在り方を見直すとともに、移転跡地が区域外となった場合には、適時適切に措置を講じること。

11 区域見直し後の飛行場周辺の国有地の無償貸付等への対応（防衛省、財務省）

地元自治体が無償使用している周辺財産については、区域見直しにより区域外となった場合も無償使用を継続させるなど柔軟な対応を図ること。

12 区域見直し後の農業等就労阻害補償への対応（防衛省、財務省）

区域見直し後も基地周辺地域における農業等就労阻害への補償等について適切に対応を図ること。

13 基地周辺住民に対する負担軽減策の改善・拡充（防衛省、財務省）

厚木基地が所在することにより基地周辺住民の方々に与えている様々な負担を考慮し、区域見直し後も、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金等、国が実施している負担軽減策について、改善・拡充に努めること。

Ⅵ 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。

わが国の安全保障に係る負担は、国民全体で担うべきものであるが、現状は基地所在市町村等の一部自治体及び周辺住民の負担の上に成り立っており、負担に相応した十分な代替措置や助成その他必要な措置を講じるべきである。しかしながら、現状では基地負担に対する国の財政的措置は不十分な状況にある。

そこで、基地所在自治体等の負担に十分配慮し、次のことについて、適切な措置を講じること。

1 基地交付金、調整交付金の所要予算確保（総務省、財務省）

(1) 基地交付金の所要予算確保

基地交付金については、制度本来の趣旨を踏まえ、固定資産税額に相当する額が交付できるよう所要の予算を確保すること。

(2) 調整交付金の所要予算確保

調整交付金については、概算要求基準において基地交付金と同様の取扱いとするとともに、日米地位協定の実施に伴う固定資産税、軽自動車税等地方税の非課税措置若しくは特例措置による地方公共団体の損失を全額補填されるよう予算措置すること。

2 再編交付金終了後の新たな財政的措置の創設又は地域振興策の新設（防衛省、内閣府、財務省）

再編交付金の終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政的措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。さらに、首都圏に所在する本県においては、基地周辺も人口密集地域であることから、基地負担の影響が極めて大きいことを踏まえ、新たな財政的措置の創設も含め、地域振興策に係る各種施策を検討、実施するとともに、地元意向が十分に反映される制度とすること。

3 基地周辺対策経費の所要の予算の確保等（防衛省、財務省）

一部の基地周辺自治体が過大な負担を担っていることを踏まえ、基地負担についての国民理解の醸成に努めるとともに、周辺対策経費については申請事業の完全採択及び事業費の全額国庫負担を実現するために、十分な財政上の措置を講じ、さらに、基地周辺自治体の実情に応じた、柔軟な対応が可能となる施策とすること。

4 地方交付税について（総務省、財務省）

普通交付税算定では基地補正が措置されているが、算入に用いる単価を引き上げるとともに、不交付団体の場合は交付に結びつかないため、基地負担に見合った需要額の算出と交付がなされる制度とすること。また、特別交付税において、普通交付税では捕そくできない基地に対する需要を災害等と同様の項目で算定するなど、適切な算出と交付をすること。

5 日米相互理解の促進に係る支援（外務省、防衛省、内閣府、財務省）

地域住民と米軍の相互理解を促進するための様々な取組に対する財政措置を含めた各種支援策を実施すること。

Ⅶ 基地問題に関する情報の公表、住民への説明等を図られたい。（外務省、防衛省）

米軍基地については、国が安全保障上の必要性から、国家間の条約に基づき、国の判断により提供しているものであることから、国として、基地が所在することによる負担を担っている基地周辺住民の方々の思いに寄り添い、住民の理解が得られるよう努める必要がある。

そこで、次のことについて、適切な措置を講じること。

- 日米間で連携のうえ、基地問題に関する情報については、その重要性に鑑み、国として積極的に公表し、説明責任を果たすこと。
- 公表にあたっては、極力分かりやすく公表するとともに、基地周辺住民からの意見・疑問に丁寧に対応するなど、国として説明を尽くすこと。
- 航空機騒音の苦情をはじめ、周辺住民からの基地に関する問合せ等に対して、責任を持って、直接対応すること。
- 国において住民対応を行うにあたっては、具体的な受付方法・窓口について、十分に広報するとともに、自治体等で受けている苦情等についても確実に国に届くよう連絡体制を構築すること。

外務省・防衛省への要望

(要 望 項 目 全 体)

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進するとともに、基地跡地利用の地元の意向尊重等を図られたい。
- II 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。
- III 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」等の積極的な運用並びに法令の改正を図られたい。
- IV 基地交付金・調整交付金制度を充実されたい。
- V 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい。
- VI 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用について適切な情報提供等に努められたい。

要 望 項 目

I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進するとともに、基地跡地利用の地元の意向尊重等を図られたい。

1 基地の整理・縮小・早期返還

次の基地については、次に掲げる地元市の跡地利用の構想・計画を考慮し、早期に返還すること。

併せて、提供水域についても、早期に返還すること。

(1) 根岸住宅地区〔横浜市〕 * 日米間で返還方針合意

令和３年３月に策定した根岸住宅地区跡地利用基本計画に基づき、一日も早い跡地利用を実現するため、早期に返還するとともに、長年、米軍施設があることにより蓄積された様々な課題に対し、国が主体的に取り組み解決していくこと。

現在進行中の原状回復作業について、引き続き、地権者及び周辺住民に対してきめ細かな説明を行うこと。特に、地権者に対しては、丁寧に説明し、真摯に対応すること。

また、返還後の土地の引渡しにあたり、地権者及び地元市からの要望である次の課題内容について対応方法等を整理し、地権者と協議して理解を得た上で実施すること。

- ア 境界（提供地境界の外周・非提供地境界の外周）問題の解決
- イ 土地活用開始までの維持管理と補償
- ウ 存置物の取扱い（台帳作成）
- エ 原状回復費などの補償に関する事項と具体的な方法の整理
- オ 過去に国が整備した擁壁の恒久的な所有と維持管理
- カ 土壌汚染、有機フッ素化合物（PFOS 等）の調査及び撤去

(2) 池子住宅地区及び海軍補助施設

〔横浜市〕

* 日米間で一部返還方針合意

横浜市域の飛び地について、周辺住民が災害時に利用できる避難場所等としての利用を図る。

そのため、返還前においても発災時の入退場が確実かつ速やかに行えるよう必要な措置を講じること。

〔逗子市〕

広域避難場所を兼ねた自然公園等としての利用を図る。

(3) 横須賀海軍施設〔横須賀市、一部返還〕

通信試験施設部分は、旧長井住宅地区と一体として利用を図る。

(4) 相模総合補給廠〔相模原市〕 * 日米間で北側外周部分の一部返還 (約 0.9ha) について合意

小田急多摩線の J R 相模原駅等への延伸とあわせ、広域交流拠点都市を目指す相模原市の中心市街地にふさわしいまちづくりを早期に進める。

また、次に掲げるものについても早期推進を図る。

ア J R 横浜線と並行した道路整備による東西方向のアクセス向上

イ 北側道路の整備による宮下～上矢部方面のアクセス向上

ウ 北側部分（約33ha）及び野積場（約35ha）を広域交流拠点の一翼を担う地区として整備

(5) 相模原住宅地区〔相模原市〕

中低層の住宅が立ち並ぶ市街地の中に位置する立地条件を生かした土地利用を図る。

特に、次に掲げるものについては、早期推進を図る。

ア ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域の公園等利用

イ 東側外周部分の道路整備による南北方向のアクセス向上

ウ 北西側外周部分を歩行者・自転車用の道路として整備

エ 横浜水道道を歩行者・自転車用の緑道として利用

(6) キャンプ座間

〔相模原市〕

広大で、起伏に富む地形を生かした土地利用を図る。

特に、次に掲げるものについては、早期推進を図る。

ア ゴルフ場外周道路の整備による周辺地域の渋滞緩和及び南北方向(第7ゲート付近～県道51号)のアクセス向上

イ 市道新戸相武台のトンネル拡幅再整備による安全性向上及び交通利便性の向上

ウ ゴルフ場の活用による市民憩いの場の整備及び防災空間確保

エ 旧まがり坂(峰の坂道)の復活による東西方向のアクセス確保

オ 旧新磯高校東側の道路整備による南北方向のアクセス向上

〔座間市〕

「キャンプ座間に関する協議会」において、基地に関する事項及び負担軽減策等について、十分な協議を行うこと。平成29年に締結した覚書の積極的かつ誠実な履行を図ること。

(7) 厚木海軍飛行場 * 引込線部分(約1.3ha)が返還

〔大和市〕

快適な都市空間が整うまちづくりのため、綾瀬市と協調して整備を図る。

〔綾瀬市〕

市民の利便性の向上、市民生活の質の向上を図るため、大和市と協調して整備を図る。

ア 西門南側地区(約5ha)は周辺道路としての整備を図る。

イ 遊休化しているピクニックエリア(約6ha)及びゴルフ場地区(約39ha)は、厚生施設や市民のスポーツ、レクリエーションの場として利用を図る。

2 返還国有地の利用や処分にあたっての地元の意向の尊重

返還国有地の利用にあたっては、地元の利用計画を最優先し、国による跡地利用についても地元の計画・要望に沿ったものとする。また、国有地の処分にあたっては、これまでの基地負担を踏まえ地元自治体に対する無償による譲渡等の措置を講じること。

3 基地返還に際しての地元負担の軽減

(1) 基地返還等に伴う工事及び調査費の全額国負担

基地の返還、または共同使用に伴う代替（補償）工事及び調査費については、全額国庫負担とすること。

(2) 基地跡地利用のための周辺の都市基盤整備に対する支援

基地及びその周辺は、長年の施設提供により、他の地域に比べ道路、公園などの都市基盤が極めて立ち遅れているため、跡地利用が促進されるよう地元自治体への支援を行うこと。

(3) 国有地と民有地が混在した米軍施設跡地に対する協力及び支援

国有地と民有地が混在したまま提供されていた米軍施設の跡地利用を進めるにあたっては、国による基盤整備や施設整備を含めた協力及び支援を行うこと。

(4) 跡地利用に係る負担軽減及び手続の簡素化

地元自治体が跡地利用に係る調査等を行うにあたり、国有地への立入りや機器設置が必要な場合には、無償貸付とすること。

また、係る諸手続においては、長年の接収の経過を踏まえ、免除や軽減など柔軟な対応をとること。

4 返還国有地及び民公有地の管理等

(1) 返還国有地及び民公有地の障害物件等の除去

返還国有地及び民公有地に存在する障害物件や土壌及び地下水中の汚染物質の除去は、国の責任において実施すること。

なお、地元自治体が行う場合は、全額国庫負担とすること。

(2) 返還国有地の管理

返還国有地の管理にあたっては、万全を期し、犯罪、火災、環境問題等の発生源にならないよう配慮するとともに、周辺住民への丁寧な対応を行うこと。

また、地元自治体等が暫定利用する場合にあっては、地元自治体等の意向に沿った利用ができるよう、国として支援・協力を行うこと。

Ⅱ 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。

〔(注) 本項において、各要望項目に付してある、〔 〕書きは、各条項の内容把握のために、県市協が説明を付したものである。〕

1 2条関係〔施設・区域の提供等〕

(1) 2項関係〔施設・区域の提供・返還の合意〕

＜返還等の検討にあたっての事前情報提供等＞

ア 基地の機能変更、閉鎖、移転及び返還等の検討にあたっては、あらかじめ関係自治体に情報提供と協議を行うこと。

また、協議にあたっては、関係自治体の意向を尊重すること。

＜基地の機能強化・恒久化の回避＞

イ 基地の機能強化・恒久化につながる施設建設等は避けること。

＜施設建設計画等の事前情報提供＞

ウ 施設建設計画等については、米軍予算で行うものも含め、あらかじめ関係自治体に情報を提供するとともに、その意向に十分配慮すること。

＜基地周辺の生活環境の保全＞

エ 施設の建設等に伴って、周辺の住民の生活環境に影響を与え、また、安全・安心を脅かすことのないよう万全の措置を講じること。

(2) 4項関係〔共同使用〕

＜共同使用の促進＞

基地内施設について、地元自治体との共同使用を図るとともに、使用料は免除すること。

2 3条関係〔施設・区域に関する措置〕

(1) 1項関係〔管理権〕

＜瑞穂ふ頭/横浜ノース・ドックでの安全・安心への十分な配慮＞

ア 瑞穂ふ頭/横浜ノース・ドックは横浜港の中心に位置し、様々な機能の集積地に隣接しており、近隣の施設には、観光客を含め、多くの方々が集まることから、周辺住民はもとより来街者に対しても、不安を与えるような基地使用を行わないこと。

特に、令和6年2月に運用が開始された第5輸送中隊により、市民生活の安全・安心等に影響を及ぼすことがないよう万全の対策を講じるとともに適時適切に情報提供すること。

また、瑞穂ふ頭/横浜ノース・ドックを経由しての米軍の北富士・東富士演習場での実弾砲撃演習に伴う物資の移送にあたっては、弾薬等の積卸しを決して行わないこと。

＜厚木基地での消音施設等の整備＞

イ 厚木基地において、消音施設、遮音壁、防音林、緑地帯等の増設・整備を進め、周辺住民の生活環境の保全に一層の努力をすること。

＜キャンプ座間及び相模総合補給廠での騒音対策＞

ウ キャンプ座間及び相模総合補給廠におけるヘリコプターの飛行活動は、12時から13時及び18時から翌朝8時までの間、並びに土・日曜・祝日、盆、年末・年始、日本の伝統行事及び重要な学校行事・市民行事等においては、緊急やむを得ないものを除き、活動を禁止するとともに、低空での旋回訓練等激しい騒音を伴う訓練を行わないこと。さらに、住宅地の上空については、飛行を避けるなど、必要な騒音対策を講じること。

特に、他基地から飛来するヘリコプターが、キャンプ座間及び相模総合補給廠へ飛来し、騒音被害が発生していることから、米側と早急に調整を行い、適切な改善措置を講じること。

また、ヘリコプターの運用について、十分な情報提供を行うこと。

＜根岸住宅地区での生活環境の維持向上＞

エ 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する方々の生活環境は、敷地の周囲を施設提供区域に囲まれるという極めて特殊な状況下に置かれており、また、米軍施設があることで周辺住民の方も不便を強いられている。

そのため、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する方々や周辺住民の生活環境が返還・引渡し後も含めて維持されるように、国の責任において、(ア)から(オ)の内容を講じること。

なお、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する方々は日常生活を営んでおり、施設内を通行せざるを得ない状況であることから、原状回復作業の内容や工事工程等について、事前に十分な説明を実施し、安全に配慮した上で作業にあたるとともに、施設内への不法侵入者対策や緊急時における対応を適切に講じること。

- (ア) 現在進行中の原状回復作業の内容の周知と、周辺環境に影響を及ぼさないための騒音・振動・粉塵対策等の実施
- (イ) インフラ設備について、老朽化により機能性や安全性に懸念がある場合の補修
- (ウ) 米軍の電力供給の停止等、照明機能が停止した場合の代替機能の確保
- (エ) 火災や倒木防止、通行に支障が生じないための草刈りや樹木剪定等の適切な実施
- (オ) 広域避難場所の機能の維持

＜基地内の文化遺産の保存等＞

オ 基地内の自然環境の保護、文化遺産の調査・保存について、特段の配慮をすること。

＜交通事故予防対策の徹底＞

カ 新たに入国した米軍人等に対して重点的に運転時の注意事項を周知するなど、実効性のある交通事故の予防対策を徹底して図ること。

＜周辺住民に不安を与える訓練等の禁止＞

キ 訓練やこれまでにない基地使用が行われる際は、関係自治体に対して適時適切な情報提供を行い、基地周辺住民に十分配慮すること。

併せて、基地周辺住民に不安を与えるような訓練・演習、基地使用、物資の備蓄を行わないこと。

＜話し合いによる問題解決＞

ク 基地に起因する問題については、地元自治体との話し合いによる解決に努めること。

＜境界の確定＞

ケ 提供地の境界を明確にするとともに、提供地内の土地についても、将来、権利者間に紛争の起きないよう措置すること。

＜しゅんせつや海面埋立等の国による実施＞

コ 施設及び区域において、しゅんせつや海面埋立、大規模な土地区画の形質の変更などを行おうとする場合には、必ず国の責任で実施するとともに、あらかじめ地元自治体と協議し、その意向を尊重すること。

＜警備が特別に強化される場合の米軍基地の運用等＞

サ テロ対策等で警備が特別に強化される場合の米軍基地の運用等については、市民生活の影響を考慮し、基地周辺住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、周辺道路の渋滞緩和等に配慮すること。

＜環境アセスメントの実施＞

シ 米側による基地内の米軍施設新設等の際にも、環境アセスメントを実施するなど国内法令を適用すること。

＜J E G Sの日本語解説書の公表等＞

ス 国として、米軍が定めている日本環境管理基準（J E G S）の日本語の解説書を作成・公表すること。

また、J E G Sの改定にあたっては、あらかじめ関係自治体の意見を聴取すること。

＜航空機排ガスの大気汚染調査＞

セ 厚木基地周辺における航空機排ガスによる大気汚染の影響を調査し、調査結果を関係自治体の求めに応じて速やかに公表すること。

＜基地内廃棄物の処理等＞

ソ 基地内の廃棄物等の保管及び処理にあたっては、米国政府の責任において、環境関連法令等に基づく各種基準の遵守及び地元自治体の施策への協力を行うとともに、P C B廃棄物をはじめとする有害な廃棄物等の保管、処理、移動などの状況について、関係自治体の意向を尊重して情報を提供・公開すること。

＜雨水排水対策の促進等＞

タ 基地内からの雨水や土砂の流出、フェンス付近の樹木の維持管理については、周辺地域に被害を及ぼさないよう雨水排水対策の促進や樹木の剪定等に万全の措置を講じること。

＜ゴルフ場からのボール飛び出し防止策＞

チ キャンプ座間ゴルフ場及び厚木基地ゴルフ場に関する安全対策については、今後もボールの飛び出しや事故が皆無となるよう万全な措置を講じること。

(2) 3 項関係〔公共の安全〕

＜兵員、物資輸送時の安全対策＞

ア 兵員及び燃料や弾薬をはじめとする物資の輸送にあたっては、事故等のないよう安全確保の徹底を図るなど、万全の措置を講じること。

＜基地の防災対策等＞

イ 貯油施設、弾薬庫等、基地の防災対策については、周辺住民の生命、財産を守り安全を確保するため、万全の措置を講じること。

また、米軍は施設管理の責務を全うするよう、地元消防当局の援助に依存することなく、全施設の消防体制を整えること。

ウ 基地内で環境への影響が懸念される物質を含む製品を保有している場合には、保有及び管理状況を情報提供するとともに、漏出防止対策を講じる等、基地周辺環境へ影響を及ぼさないよう、安全管理を徹底すること。

エ 日ごろから、基地と地元など日米関係機関で基地における保管物資等の安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の基地立入りの実現を図ること。

3 4 条関係〔施設の返還〕

＜返還時の環境調査及び環境浄化義務＞

基地の返還にあたっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば環境の浄化や障害物件の除去などの適切な措置を講じてから返還するよう日米両政府が責任をもって対処すること。

4 9 条関係〔合衆国軍隊構成員等の出入国〕

＜関係自治体への情報共有＞

平成25年の日米合同委員会で合意された「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」の覚書に基づく衛生当局間の情報交換については、同覚書に位置付けられていない関係自治体への情報共有について、早急に枠組みづくりを行うこと。

5 10 条関係〔運転免許証〕

(1) 行政処分の実施

米軍人等が、スピード違反や酒気帯び運転等、日本において減点、罰金の対象となる違反行為を行った場合は、日本の法律に準じて免許停止、取消等の措置を行うこと。

(2) 米軍人等の私有車両登録

米軍人等の私有車両登録の際、基地内においても自動車の保管場所の確保等に関する法律が遵守されるよう改善すること。

6 13 条関係〔租税〕

「私有車両による道路の使用に関する租税」関係

＜自動車税等の優遇措置の是正＞

米軍人等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の税率は、平成11年度に改定されたものの、現在の民間車両に比し著しく低く不均衡であるので、早急に是正すること。

7 17 条関係〔裁判権〕

(1) 被疑者の速やかな拘禁移転

日本側が第1次裁判権を有し、被疑者の拘禁の移転要請があるときには、米側は速やかにこれに応じることを義務づけること。

(2) 事故発生時の現場管理

施設区域外で発生した米軍機事故の現場管理について、日米双方の役割分担を定めるだけでなく、現場検証についても、日米が共同で行えるよう、令和元年7月に改正された「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき、適切な運用に努めるとともに、自治体職員等が環境調査のために立ち入る場合の手続き等、より具体的な事項について速やかに取り決めること。

8 18 条関係〔請求権の放棄〕

(1) 公務外の事件等の補償

米軍人等が公務外で起こした事件・事故等により被害を受けた場合にあっては、日米両政府の責任により補償が受けられるよう措置すること。

(2) 損害賠償の迅速な対応等

米軍人等による事件・事故等の損害賠償については、迅速かつ誠意をもって対応するとともに、被害にあった際の相談窓口を周知すること。

また、少額の損害賠償については、事務手続きを簡素化すること。

(3) 賠償金の分担金の請求

国は、公務執行中の米軍等による日本国政府以外の第三者への損害について、国が支払った賠償金のうち、本条で定める分担案に応じた分担金を、米国政府へ強く請求し、確実に払われるよう措置すること。

9 21 条関係〔郵便〕

＜軍事郵便制度の取扱いについて＞

軍事郵便制度の悪用事例も生じていることから、日米地位協定に基づく制度の適正な運用と、そのための軍人、軍属への教育を徹底すること。

10 25 条関係〔日米合同委員会〕

＜合同調査委員会の設置＞

米軍の航空機、艦船の事故や周辺住民に影響を及ぼしかねない基地内の事故等については、日米合同調査委員会を設置し、調査内容等を公表すること。

11 日米合同委員会合意事項関係

(1) 「米軍の火薬類運搬上の処置」関係

＜火薬類運搬上の処置の遵守徹底＞

弾薬など火薬類の輸送について、合意事項を遵守し周辺住民に対し、不安や危険を与えることのないよう適切な措置を講じること。

(2) 「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」関係

＜関係自治体による立入りの原則許可＞

基地周辺の防災、環境保全等のため、関係自治体が希望する基地内立入りについては、原則として許可することを米側に義務づけること。

(3) 「地方自治体及び民間団体のイベント開催等に伴う在日合衆国軍隊の施設・区域への立入り」関係

＜イベント開催等の積極的な許可＞

地元自治体や周辺住民によるイベントの開催や施設の利用等について、積極的に許可するよう米側に働きかけること。

(4) 「検疫・保健分科委員会」関係

＜検疫・保健分科委員会の活用等＞

検疫・保健分科委員会等を活用し、感染症発生時には、米軍基地において日本側の方針と整合的な措置が実施されるよう協議し、その内容についてできる限り公表すること。

また、協議結果を各基地における感染症対策に反映するとともに、実施にあたっては周辺自治体の意向も考慮するよう、米側へ働きかけること。

さらに、米軍人等の感染症に関する情報を的確に把握し、適時適切な情報提供と必要な措置を行うこと。

12 「米国原子力艦の寄港手続き」関係

(1) 寄港時の事前通報及びその内容遵守

米国原子力艦の寄港時における事前通報及びその内容を遵守すること。

(2) 寄港に関する情報提供

米国原子力艦の寄港時における放射能調査を円滑に実施するため、以下の措置を講じること。

＜寄港通報における出港予定日時の情報提供＞

ア 寄港時の通報内容に出港予定日時を加えるとともに、出港の24時間以前の通報について明文化すること。

＜寄港予定の情報提供＞

イ 少なくとも1ヶ月単位で寄港予定を把握し、十分な時間的余裕をもって関係自治体へ情報を提供すること。

**Ⅲ 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の積極的な運用
並びに法令の改正を図られたい。**

1 所要予算の確保

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用にあたっては、地元の意向を十分尊重し、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、所要の予算を確保すること。

2 障害防止工事、民生安定事業等

(1) 維持管理経費等の補助

補助事業範囲を拡大し、道路、公園等のその後の維持管理に要する経費についても特段の措置を講じること。

(2) 補助対象施設の拡大

障害防止工事及び民生安定事業の補助対象施設の拡大を図ること。

(3) 採択基準の緩和・見直し

騒音防止工事における採択基準の緩和・見直しを図ること。

3 特定防衛施設周辺整備調整交付金

(1) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額及び事務手続きの簡素化等

交付金の大幅な増額を図るとともに、事務手続きの簡素化及び早期決定・一括配分を図ること。

(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の拡充

交付対象となる施設や事業を限定しないことや全ての施設の維持管理経費も交付金の対象とするなどの制度の拡充を図ること。

(3) 特定防衛施設関連市町村の拡大

特定防衛施設関連市町村の指定にあたっては、被害の実態及び住民感情に合わせ、いまだ指定されていない厚木基地の周辺市について指定市を拡充するなど、合理的な対応をとること。

4 航空機等の騒音対策

(1) 防音工事に係る措置

<環境基準を遵守した指定区域の拡大>

ア 第一種区域の指定に係る値を 62 デシベル（L d e n 値）から「航空機騒音に係る環境基準」を遵守した 57 デシベル（L d e n 値）に改めること。

<住宅防音工事対象住宅の拡大・告示後住宅の解消>

イ 建築年次にかかわらず、全ての新增築住宅を助成の対象とするなど、現行の住宅防音工事助成制度の改善・拡充を早期に実現すること。

特に、昭和 61 年告示から平成 18 年告示までに建設された告示後の住宅について、75W 以上の全ての区域を対象とすること。

<騒音調査体制等の充実等>

ウ 騒音被害を把握し、明らかにするため、騒音計の増設や県及び厚木基地周辺各市において設置している騒音計も含めた統合処理等、調査体制の充実を図ること。

また、関係自治体及び住民に対する公表体制を充実させること。

<住宅防音工事の充実>

エ 第一種区域内の施工方法については、すべて第Ⅰ工法、全室施工を図られるとともに、外郭防音工事については、対象区域を拡大すること。

<待機世帯の解消>

オ 必要な予算を確保し、機能復旧工事、特定住宅防音工事を含めた待機世帯を早期に解消すること。

また、住民が希望する時期に速やかに工事に着手できるよう、事務手続きの迅速化を図ること。

<防音施設維持管理費の全額国庫負担>

カ 住宅、教育施設等の防音施設に係る維持管理費については、全額国庫負担とすること。

＜機能復旧工事の拡充＞

キ 冷暖房機機能復旧工事は、全額国庫負担とし、修繕についても国庫負担の対象とすること。

また、冷暖房機の機能復旧工事については、機能復旧工事後 10 年以上経過した世帯に対する二回目の機能復旧工事が実施されていないことから、早期に実施すること。

加えて、住宅防音工事助成により設置された冷暖房機・防音建具が老朽化等により著しく機能に支障をきたした場合には、経過年数 10 年の条件にかかわらず早急に機能復旧工事を実施すること。

＜住民への周知の徹底等＞

ク 住宅防音工事については、新聞折込、パンフレット配布、インターネットなどの手段を講じて、今後も重ねて適切な時期に工事の進め方などについてきめ細かく説明するとともに、住宅防音工事助成制度についての周知を徹底すること。

＜国による相談窓口の設置＞

ケ 工事実施に関する相談や申請を受ける窓口を十分に設けるとともに、住宅防音工事申請受付事務については、地元自治体に負担がかからないように国が責任をもって実施すること。

また、施工業者への適切な指導を行うこと。

(2) 騒音計の設置及び維持への助成

県及び厚木基地周辺各市による騒音計の設置及び維持に要する費用について、国の助成制度を設けること。

(3) 航空機騒音の苦情処理

航空機騒音の苦情については、本来、国において責任ある対応をすべきであるので、次の措置を講じること。

＜空母入出港情報等の提供＞

ア 空母の入出港をはじめ、艦載機の移動や飛行訓練に関して厚木基地周辺住民及び関係自治体に対し迅速かつ適切な情報提供並びに問合せ等への対応を行うこと。

＜騒音測定及び苦情処理事務への助成＞

イ 関係自治体の騒音測定や苦情処理に係る事務処理に対する助成を行うこと。

(4) ヘリコプター騒音への対応

ヘリコプターの騒音被害についても、被害を受けている地域の実態を把握するため、騒音計の早期設置等調査体制を整備するとともに、低周波音の影響等に関する調査を進め、航空機の低周波音に関する新たな評価指針を策定すること。

また、ヘリコプターの運用に関し、的確な事前情報の提供を行うとともに住民への十分な説明を行うこと。

(5) 航空機騒音が与える影響の調査の実施

航空機騒音の周辺住民に与える健康等への影響について、国の責任で実態調査を実施し、その結果を明らかにすること。

なお、国にかわって地元自治体が行う場合にあっては、国の財政的援助を含め、全面的に支援すること。

(6) テレビ受信料助成区域の拡大等

テレビ受信料助成については、引き続きテレビ受信料の助成を継続させるとともに、騒音被害の及ぶ区域が対象となるよう助成区域の拡大と受信料の全額補助を図ること。

(7) 電話通話料の助成

電話通話料の助成措置を講じること。

5 農業等就労阻害補償への対応

農業等就労阻害への補償等について適切に対応を図ること。

6 飛行場周辺の国有地の無償貸付等

飛行場周辺の国有地については、適切な管理をするとともに、運動施設、広場、公園等として周辺住民が活用できるものは無償で貸し付けられるよう積極的に措置すること。

7 第二種区域内移転跡地の在り方の検討・適正な維持管理等

移転跡地の点在により地域社会の活動や、市のまちづくりが阻害されているため、移転跡地の利活用を踏まえた、移転補償事業の在り方について検討すること。また、草刈作業を適正に実施するとともに、防草シートの全面設置を早期に行うこと。

8 高さ制限等利用制限の補償

高さ制限等利用制限を受けている飛行場周辺地域の土地については、これに対する補償制度を設けること。

9 厚木基地周辺における生活環境整備の促進

かつてモニタリング事業として実施されていた太陽光発電システム設置補助の制度化等を早期に実現すること。

Ⅳ 基地交付金・調整交付金制度を充実されたい。

基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）については、次の事項により、予算額の大幅な増額をはじめとした本制度の充実について特段の措置を講じるとともに、算定方法の情報公開を推進すること。

1 基地交付金・調整交付金の算定根拠の明示

基地交付金の対象資産価格の全国合計額の公表をはじめとして、基地交付金及び調整交付金の算定根拠を明らかにすること。

2 制度改正

(1) 政令控除規定の廃止

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令第3条第2項のいわゆる「政令控除」の規定を廃止すること。

(2) 近傍類似地域との格差是正

基地交付金の対象資産価格の評価額について、近傍類似地域との格差を是正すること。

(3) 飛行場周辺国有地の対象資産化

特定飛行場周辺の移転跡地等の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講じること。

3 算定方法等

(1) 事実上の提供財産の算定基礎への算入

事実上米軍に提供されている状況にある財産については、早急に基地交付金の算定基礎に算入されるよう努めること。

(2) 騒音被害等の算定基礎への算入

基地から受ける騒音や基地が所在することにより周辺地域に与える影響等の様々な被害も算定基礎に算入すること。

V 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図りたい。

1 駐留軍等労働者対策

労務費全額日本側負担の実態を踏まえ、日本側の労働条件等決定権限の強化に努めることにより、駐留軍等労働者に雇用不安等を与えることのないよう適切な労務管理を図ること。

労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則した労働安全衛生が円滑に図られるよう努めること。

併せて、不安定な雇用条件の駐留軍等労働者に対して、在日米軍再編、基地返還時等においても不当な配置転換や解雇のないように配慮するとともに、職場環境の改善なども含め、きめ細かい対応を行うこと。

また、駐留軍等労働者の 65 歳までの定年年齢の延長を速やかに実施すること。

2 離職者対策の充実

離職者対策については、基本的に雇用主として国に責任があることを明確にし、在職中の職業訓練等各種援護措置の充実はもとより、地方駐留軍関係離職者等対策協議会の設置、運営を都道府県労働局が行うこととするなど離職者対策等の諸制度を見直すこと。

3 神奈川県駐労福祉センター等に対する支援

神奈川県駐労福祉センター等における駐留軍等労働者の離職者対策等に対する国の支援強化を図ること。

また、地方公共団体の負担が生じないよう国が責任をもって同センターを支援すること。

Ⅵ 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用について適切な情報提供等に努められたい。

1 重要影響事態安全確保法等の適切な情報提供

重要影響事態安全確保法については、「重要影響事態安全確保法第9条の解説」が示されているが、引き続き、地方公共団体の意見を踏まえ、その内容の明確化、具体化を図り周知すること。また、平成15年以降のいわゆる有事法制関連法についても、日米安全保障条約に基づく米軍の活動が地元自治体等に影響を与える可能性のある条項について、解説やマニュアルの作成など適時適切な情報提供に努めること。

平成28年3月に施行された平和安全法制関連法については、基地や地元に影響を及ぼす内容があれば、適切に情報提供すること。

2 重要影響事態安全確保法等の適切な運用

重要影響事態安全確保法第9条等の運用にあたっては、適時・的確に情報提供を行い、地方公共団体の意向を十分尊重のうえ要請・依頼を行うこと。

3 自衛隊法に基づく警護出動にあたっての知事の意見尊重及び情報提供

自衛隊法に基づく警護出動の際の知事への意見聴取にあたっては、知事が責任ある意見を表明できるよう十分な情報を提供するとともに、その意見を尊重すること。

また、警護出動及びその訓練を行う際に地元市及び住民に対しても十分な情報の提供に努めること。

内閣官房への要望

重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用について適切な情報提供等に努められたい。

内閣官房への要望

重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用について適切な情報提供等に努められたい。

1 重要影響事態安全確保法等の適切な情報提供

重要影響事態安全確保法については、「重要影響事態安全確保法第9条の解説」が示されているが、引き続き、地方公共団体の意見を踏まえ、その内容の明確化、具体化を図り周知すること。また、平成15年以降のいわゆる有事法制関連法についても、日米安全保障条約に基づく米軍の活動が地元自治体等に影響を与える可能性のある条項について、解説やマニュアルの作成など適時適切な情報提供に努めること。

平成28年3月に施行された平和安全法制関連法については、基地や地元に影響を及ぼす内容があれば、適切に情報提供すること。

2 重要影響事態安全確保法等の適切な運用

重要影響事態安全確保法第9条等の運用にあたっては、適時・的確に情報提供を行い、地方公共団体の意向を十分尊重のうえ要請・依頼を行うこと。

3 自衛隊法に基づく警護出動にあたっての知事の意見尊重及び情報提供

自衛隊法に基づく警護出動の際の知事への意見聴取にあたっては、知事が責任ある意見を表明できるよう十分な情報を提供するとともに、その意見を尊重すること。

また、警護出動及びその訓練を行う際に地元市及び住民に対しても十分な情報の提供に努めること。

総務省への要望

- I 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。（第13条「私有車両による道路の使用に関する租税」関係）
- II 基地交付金・調整交付金制度を充実されたい。
- III 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用について適切な情報提供等に努められたい。

総務省への要望

I 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。（第13条「私有車両による道路の使用に関する租税」関係）

＜自動車税等の優遇措置の是正＞

米軍人等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の税率は、平成11年度に改定されたものの、現在の民間車両に比し著しく低く不均衡であるので、早急に是正すること。

II 基地交付金・調整交付金制度を充実されたい。

基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）については、次の事項により、予算額の大幅な増額をはじめとした本制度の充実について特段の措置を講じるとともに、算定方法の情報公開を推進すること。

1 基地交付金・調整交付金の算定根拠の明示

基地交付金の対象資産価格の全国合計額の公表をはじめとして、基地交付金及び調整交付金の算定根拠を明らかにすること。

2 制度改正

(1) 政令控除規定の廃止

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令第3条第2項のいわゆる「政令控除」の規定を廃止すること。

(2) 近傍類似地域との格差是正

基地交付金の対象資産価格の評価額について、近傍類似地域との格差を是正すること。

(3) 飛行場周辺国有地の対象資産化

特定飛行場周辺の移転跡地等の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講じること。

3 算定方法等

(1) 事実上の提供財産の算定基礎への算入

事実上米軍に提供されている状況にある財産については、早急に基地交付金の算定基礎に算入されるよう努めること。

(2) 騒音被害等の算定基礎への算入

基地から受ける騒音や基地が所在することにより周辺地域に与える影響等の様々な被害も算定基礎に算入すること。

Ⅲ 重要影響事態安全確保法、自衛隊法等の運用について適切な情報提供等に努められたい。

1 重要影響事態安全確保法等の適切な情報提供

重要影響事態安全確保法については、「重要影響事態安全確保法第9条の解説」が示されているが、引き続き、地方公共団体の意見を踏まえ、その内容の明確化、具体化を図り周知すること。また、平成15年以降のいわゆる有事法制関連法についても、日米安全保障条約に基づく米軍の活動が地元自治体等に影響を与える可能性のある条項について、解説やマニュアルの作成など適時適切な情報提供に努めること。

平成28年3月に施行された平和安全法制関連法については、基地や地元に影響を及ぼす内容があれば、適切に情報提供すること。

2 重要影響事態安全確保法等の適切な運用

重要影響事態安全確保法第9条等の運用にあたっては、適時・的確に情報提供を行い、地方公共団体の意向を十分尊重のうえ要請・依頼を行うこと。

財務省への要望

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進するとともに、基地跡地利用の地元の意向尊重等を図られたい。
- II 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。（第13条「私有車両による道路の使用に関する租税」関係）
- III 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の積極的な運用並びに法令の改正を図られたい。
- IV 基地交付金・調整交付金制度を充実されたい。

財務省への要望

I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進するとともに、基地跡地利用の地元の意向尊重等を図られたい。
--

1 返還国有地の利用や処分にあたっての地元の意向の尊重

返還国有地の利用にあたっては、地元の利用計画を最優先し、国による跡地利用についても地元の計画・要望に沿ったものとする。また、国有地の処分にあたっては、これまでの基地負担を踏まえ地元自治体に対する無償による譲渡等の措置を講じること。

2 基地返還に際しての地元負担の軽減

(1) 基地返還等に伴う工事及び調査費の全額国負担

基地の返還、または共同使用に伴う代替（補償）工事及び調査費については、全額国庫負担とすること。

(2) 基地跡地利用のための周辺の都市基盤整備に対する支援

基地及びその周辺は、長年の施設提供により、他の地域に比べ道路、公園などの都市基盤が極めて立ち遅れているため、跡地利用が促進されるよう地元自治体への支援を行うこと。

(3) 国有地と民有地が混在した米軍施設跡地に対する協力及び支援

国有地と民有地が混在したまま提供されていた米軍施設の跡地利用を進めるにあたっては、国による基盤整備や施設整備を含めた協力及び支援を行うこと。

(4) 跡地利用に係る負担軽減及び手続の簡素化

地元自治体が跡地利用に係る調査等を行うにあたり、国有地への立入りや機器設置が必要な場合には、無償貸付とすること。

また、係る諸手続においては、長年の接收の経過を踏まえ、免除や軽減など柔軟な対応をとること。

3 返還国有地及び民公有地の管理等

(1) 返還国有地及び民公有地の障害物件等の除去

返還国有地及び民公有地に存在する障害物件や土壌及び地下水中の汚染物質の除去は、国の責任において実施すること。

なお、地元自治体が行う場合は、全額国庫負担とすること。

(2) 返還国有地の管理

返還国有地の管理にあたっては、万全を期し、犯罪、火災、環境問題等の発生源にならないよう配慮するとともに、周辺住民への丁寧な対応を行うこと。

また、地元自治体等が暫定利用する場合にあつては、地元自治体等の意向に沿った利用ができるよう、国として支援・協力を行うこと。

Ⅱ 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。（第13条「私有車両による道路の使用に関する租税」関係）

<自動車税等の優遇措置の是正>

米軍人等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の税率は、平成11年度に改定されたものの、現在の民間車両に比し著しく低く不均衡であるので、早急に是正すること。

Ⅲ 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の積極的な運用並びに法令の改正を図られたい。

1 所要予算の確保

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用にあたっては、地元の意向を十分尊重し、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、所要の予算を確保すること。

2 障害防止工事、民生安定事業等

(1) 維持管理経費等の補助

補助事業範囲を拡大し、道路、公園等のその後の維持管理に要する経費についても特段の措置を講じること。

(2) 補助対象施設の拡大

障害防止工事及び民生安定事業の補助対象施設の拡大を図ること。

(3) 採択基準の緩和・見直し

騒音防止工事における採択基準の緩和・見直しを図ること。

3 特定防衛施設周辺整備調整交付金

(1) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額及び事務手続きの簡素化等

交付金の大幅な増額を図るとともに、事務手続きの簡素化及び早期決定・一括配分を図ること。

(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の拡充

交付対象となる施設や事業を限定しないことや全ての施設の維持管理経費も交付金の対象とするなどの制度の拡充を図ること。

(3) 特定防衛施設関連市町村の拡大

特定防衛施設関連市町村の指定にあたっては、被害の実態及び住民感情に合わせ、いまだ指定されていない厚木基地の周辺市について指定市を拡充するなど、合理的な対応をとること。

4 航空機等の騒音対策

(1) 防音工事に係る措置

＜環境基準を遵守した指定区域の拡大＞

ア 第一種区域の指定に係る値を 62 デシベル（L d e n 値）から「航空機騒音に係る環境基準」を遵守した 57 デシベル（L d e n 値）に改めること。

＜住宅防音工事対象住宅の拡大・告示後住宅の解消＞

イ 建築年次にかかわらず、全ての新增築住宅を助成の対象とするなど、
現行の住宅防音工事助成制度の改善・拡充を早期に実現すること。

特に、昭和 61 年告示から平成 18 年告示までに建設された告示後の住宅について、75W 以上の全ての区域を対象とすること。

＜騒音調査体制等の充実等＞

ウ 騒音被害を把握し、明らかにするため、騒音計の増設や県及び厚木基地周辺各市において設置している騒音計も含めた統合処理等、調査体制の充実を図ること。

また、関係自治体及び住民に対する公表体制を充実させること。

＜住宅防音工事の充実＞

エ 第一種区域内の施工方法については、すべて第Ⅰ工法、全室施工を図られるとともに、外郭防音工事については、対象区域を拡大すること。

＜待機世帯の解消＞

オ 必要な予算を確保し、機能復旧工事、特定住宅防音工事を含めた待機世帯を早期に解消すること。

また、住民が希望する時期に速やかに工事に着手できるよう、事務手続きの迅速化を図ること。

＜防音施設維持管理費の全額国庫負担＞

カ 住宅、教育施設等の防音施設に係る維持管理費については、全額国庫負担とすること。

＜機能復旧工事の拡充＞

キ 冷暖房機機能復旧工事は、全額国庫負担とし、修繕についても国庫負担の対象とすること。

また、冷暖房機の機能復旧工事については、機能復旧工事後 10 年以上経過した世帯に対する二回目の機能復旧工事が実施されていないことから、早期に実施すること。

加えて、住宅防音工事助成により設置された冷暖房機・防音建具が老朽化等により著しく機能に支障をきたした場合には、経過年数10年の条件にかかわらず早急に機能復旧工事を実施すること。

<住民への周知の徹底等>

ク 住宅防音工事については、新聞折込、パンフレット配布、インターネットなどの手段を講じて、今後も重ねて適切な時期に工事の進め方などについてきめ細かく説明するとともに、住宅防音工事助成制度についての周知を徹底すること。

<国による相談窓口の設置>

ケ 工事実施に関する相談や申請を受ける窓口を十分に設けるとともに、住宅防音工事申請受付事務については、地元自治体に負担がかからないように国が責任をもって実施すること。

また、施工業者への適切な指導を行うこと。

(2) 騒音計の設置及び維持への助成

県及び厚木基地周辺各市による騒音計の設置及び維持に要する費用について、国の助成制度を設けること。

(3) 航空機騒音の苦情処理

航空機騒音の苦情については、本来、国において責任ある対応をすべきであるので、次の措置を講じること。

<騒音測定及び苦情処理事務への助成>

関係自治体の騒音測定や苦情処理に係る事務処理に対する助成を行うこと。

(4) 航空機騒音が与える影響の調査の実施

航空機騒音の周辺住民に与える健康等への影響について、国の責任で実態調査を実施し、その結果を明らかにすること。

なお、国にかわって地元自治体が行う場合にあっては、国の財政的援助を含め、全面的に支援すること。

(5) テレビ受信料助成区域の拡大等

テレビ受信料助成については、引き続きテレビ受信料の助成を継続させるとともに、騒音被害の及ぶ区域が対象となるよう助成区域の拡大と受信料の全額補助を図ること。

(6) 電話通話料の助成

電話通話料の助成措置を講じること。

5 農業等就労阻害補償への対応

農業等就労阻害への補償等について適切に対応を図ること。

6 飛行場周辺の国有地の無償貸付等

飛行場周辺の国有地については、適切な管理をするとともに、運動施設、広場、公園等として周辺住民が活用できるものは無償で貸し付けられるよう積極的に措置すること。

7 高さ制限等利用制限の補償

高さ制限等利用制限を受けている飛行場周辺地域の土地については、これに対する補償制度を設けること。

8 厚木基地周辺における生活環境整備の促進

かつてモニタリング事業として実施されていた太陽光発電システム設置補助の制度化等を早期に実現すること。

Ⅳ 基地交付金・調整交付金制度を充実されたい。

基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）については、次の事項により、予算額の大幅な増額をはじめとした本制度の充実について特段の措置を講じるとともに、算定方法の情報公開を推進すること。

1 基地交付金・調整交付金の算定根拠の明示

基地交付金の対象資産価格の全国合計額の公表をはじめとして、基地交付金及び調整交付金の算定根拠を明らかにすること。

2 制度改正

(1) 政令控除規定の廃止

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令第3条第2項のいわゆる「政令控除」の規定を廃止すること。

(2) 近傍類似地域との格差是正

基地交付金の対象資産価格の評価額について、近傍類似地域との格差を是正すること。

(3) 飛行場周辺国有地の対象資産化

特定飛行場周辺の移転跡地等の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講じること。

3 算定方法等

(1) 事実上の提供財産の算定基礎への算入

事実上米軍に提供されている状況にある財産については、早急に基地交付金の算定基礎に算入されるよう努めること。

(2) 騒音被害等の算定基礎への算入

基地から受ける騒音や基地が所在することにより周辺地域に与える影響等の様々な被害も算定基礎に算入すること。

厚生労働省への要望

- I 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。
- II 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい。

厚生労働省への要望

I 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。

1 9条関係〔合衆国軍隊構成員等の出入国〕

＜関係自治体への情報共有＞

平成25年の日米合同委員会で合意された「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」の覚書に基づく衛生当局間の情報交換については、同覚書に位置付けられていない関係自治体への情報共有について、早急に枠組みづくりを行うこと。

2 日米合同委員会合意事項関係

＜「検疫・保健分科委員会」関係＞

検疫・保健分科委員会等を活用し、感染症発生時には、米軍基地において日本側の方針と整合的な措置が実施されるよう協議し、その内容についてできる限り公表すること。

また、協議結果を各基地における感染症対策に反映するとともに、実施にあたっては周辺自治体の意向も考慮するよう、米側へ働きかけること。

さらに、米軍人等の感染症に関する情報を的確に把握し、適時適切な情報提供と必要な措置を行うこと。

II 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、強化を図られたい。

離職者対策の充実

離職者対策については、基本的に雇用主として国に責任があることを明確にし、在職中の職業訓練等各種援護措置の充実はもとより、地方駐留軍関係離職者等対策協議会の設置、運営を都道府県労働局が行うこととするなど離職者対策等の諸制度を見直すこと。

環境省への要望

- I 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。（環境関係）
- II 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の積極的な運用並びに法令の改正を図られたい。（環境関係）

環境省への要望

I 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。（環境関係）

1 3条関係〔施設・区域に関する措置〕 1項関係〔管理権〕

＜環境アセスメントの実施＞

- (1) 米側による基地内の米軍施設新設等の際にも、環境アセスメントを実施するなど国内法令を適用すること。

＜J E G Sの日本語解説書の公表等＞

- (2) 国として、米軍が定めている日本環境管理基準（J E G S）の日本語の解説書を作成・公表すること。

また、J E G Sの改定にあたっては、あらかじめ関係自治体の意見を聴取すること。

＜航空機排ガスの大気汚染調査＞

- (3) 厚木基地周辺における航空機排ガスによる大気汚染の影響を調査し、調査結果を関係自治体の求めに応じて速やかに公表すること。

＜基地内廃棄物の処理等＞

- (4) 基地内の廃棄物等の保管及び処理にあたっては、米国政府の責任において、環境関連法令等に基づく各種基準の遵守及び地元自治体の施策への協力を行うとともに、P C B廃棄物をはじめとする有害な廃棄物等の保管、処理、移動などの状況について、関係自治体の意向を尊重して情報を提供・公開すること。

2 3条関係〔施設・区域に関する措置〕 3項関係〔公共の安全〕

＜基地の防災対策等＞

基地内で環境への影響が懸念される物質を含む製品を保有している場合には、保有及び管理状況を情報提供するとともに、漏出防止対策を講じる等、基地周辺環境へ影響を及ぼさないよう、安全管理を徹底すること。

3 4 条関係〔施設の返還〕

＜返還時の環境調査及び環境浄化義務＞

基地の返還にあたっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば環境の浄化や障害物件の除去などの適切な措置を講じてから返還するよう日米両政府が責任をもって対処すること。

4 日米合同委員会合意事項関係

「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」関係

＜関係自治体による立入りの原則許可＞

基地周辺の防災、環境保全等のため、関係自治体が希望する基地内立入りについては、原則として許可することを米側に義務づけること。

Ⅱ 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の積極的な運用並びに法令の改正を図られたい。（環境関係）

航空機等の騒音対策

＜ヘリコプター騒音への対応＞

ヘリコプターの騒音被害についても、被害を受けている地域の実態を把握するため、騒音計の早期設置等調査体制を整備するとともに、低周波音の影響等に関する調査を進め、航空機の低周波音に関する新たな評価指針を策定すること。

また、ヘリコプターの運用に関し、的確な事前情報の提供を行うとともに住民への十分な説明を行うこと。

要 望 項 目
～ 目 次 ～

要望項目 目次

【重点要望項目】

項 目 名	頁	要望先省庁名
I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。	3	
1 米軍基地の整理・縮小・早期返還	3	外務省、防衛省
2 返還財産の処分など円滑な利用に向けた国の積極的な取組	4	財務省、防衛省
II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。	5	
1 空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面实施	5	外務省、防衛省
2 恒常的訓練施設の整備	5	〃
3 航空機騒音の軽減	5	—
(1) 「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」の全面的見直し	6	外務省、防衛省
ア 緊急時を除く遵守の義務づけ	6	〃
イ 環境基準を確保する飛行速度・高度の設定	6	〃
ウ 飛行禁止時間の延長	6	〃
エ 飛行禁止日の設定	6	〃
オ 離着陸訓練等の禁止	6	〃
カ 低空飛行等の禁止	6	〃
(2) 飛行回数の低減	7	〃
(3) 空母艦載機着艦資格取得訓練（CQ）に伴う厚木基地の使用禁止	7	〃
(4) 厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供	7	〃
ア 激しい騒音の発生が予想される飛行についての情報提供	7	〃
イ 飛行実績に関する情報提供	7	〃
(5) 航空機から生じる低周波音に関する評価指針等の策定	7	環境省、防衛省

項 目 名	頁	要望先省庁名
Ⅲ 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。	8	
1 放射能調査の強化充実及び異常値観測時の対応強化	8	—
(1) 放射能調査の強化充実	8	原子力規制庁
(2) オフサイトセンターの活用	8	内閣府、 原子力規制庁
(3) 異常値観測時の対応強化	8	外務省、 原子力規制庁
(4) 米側から提供される放射線測定結果の評価	9	〃
2 事故対策の強化充実	9	—
(1) 原子力艦の原子力災害対策の強化充実	9	内閣府、 原子力規制庁
(2) 原災法に準じた対策等の実施	9	外務省
(3) 日米両国政府及び関係自治体による迅速・的確な情報交換	9	〃
3 関係自治体が講じる対策への必要な措置等	9	—
(1) 制度面、財政面、技術面での支援	9	内閣府、防衛省、 原子力規制庁
(2) 基礎的情報の提供	9	外務省
(3) 民間原子力関係施設に対する資機材等の有効活用	10	内閣府、 原子力規制庁
4 原子炉関連設備以外の事故の発生防止	10	外務省、防衛省
Ⅳ 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。	11	
1 2条3項関係〔不要な施設及び区域の返還並びに必要性の検討〕 ＜基地の使用状況等の点検＞	11	外務省、防衛省
2 3条1項関係〔管理権〕（事件等防止関係） ＜犯罪、迷惑行為の防止＞	11	〃
3 3条1項関係〔管理権〕及び16条関係〔法令尊重の義務〕（環境関係）	11	—
(1) 環境関連法令等の適用	11	外務省、環境省
(2) 環境保全措置の実施等	12	〃
(3) 環境問題発生時の回復義務	12	〃
4 3条3項関係〔公共の安全〕	12	—
(1) 飛行時の安全確保	12	外務省、防衛省
(2) 艦船の安全航行の徹底	12	〃
(3) 艦船事故連絡体制の確立	13	〃

項 目 名		頁	要望先省庁名
5	9 条関係〔合衆国軍隊構成員等の出入国〕 ＜検疫等の国内法適用＞	13	外務省、防衛省、 厚生労働省
6	23 条関係〔安全確保の措置等〕＜災害時の相互応援等＞	13	外務省、防衛省
7	25 条関係〔日米合同委員会〕	14	—
	(1) 合意事項等の公表・情報提供及び関係自治体の意向聴取	14	外務省
	(2) 地域特別委員会等の設置	14	外務省、防衛省
8	日米合同委員会合意事項関係 〔「在日米軍に関わる事件・事故通報体制」及び「米軍航空機の事故調査報告書の提供及び公表」関係〕	14	—
	(1) 事件・事故発生時の速やかな情報提供等	14	外務省、防衛省
	(2) 事故報告書の提出	14	〃
	(3) 事件・事故の原因究明等	15	〃
V	厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて適切な対応を図られたい。	16	
1	第一種区域等の見直しに係る情報提供・住民周知	16	防衛省
2	第一種区域等の見直しに係る住民説明会の開催	16	〃
3	第一種区域等の見直しに係る経過措置の実施	16	防衛省、財務省
4	区域の適切な指定	16	防衛省
5	今後の騒音状況に関する情報提供	16	〃
6	住宅防音工事対象住宅の拡大・告示後住宅の解消	16	防衛省、財務省
7	待機世帯の解消	17	〃
8	機能復旧工事の拡充	17	〃
9	住宅防音工事の充実	17	〃
10	区域見直し後の移転措置事業の在り方の検討	17	防衛省
11	区域見直し後の飛行場周辺の国有地の無償貸付等への対応	17	防衛省、財務省
12	区域見直し後の農業等就労阻害補償への対応	18	〃
13	基地周辺住民に対する負担軽減策の改善・拡充	18	〃

項 目 名	頁	要望先省庁名
VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。	19	
1 基地交付金、調整交付金の所要予算確保	19	総務省、財務省
(1) 基地交付金の所要予算確保	19	〃
(2) 調整交付金の所要予算確保	19	〃
2 再編交付金終了後の新たな財政的措置の創設又は地域振興策の新設	19	防衛省、内閣府、財務省
3 基地周辺対策経費の所要の予算の確保等	20	防衛省、財務省
4 地方交付税について	20	総務省、財務省
5 日米相互理解の促進に係る支援	20	外務省、防衛省、内閣府、財務省
VII 基地問題に関する情報の公表、住民への説明等を図られたい。	21	外務省、防衛省